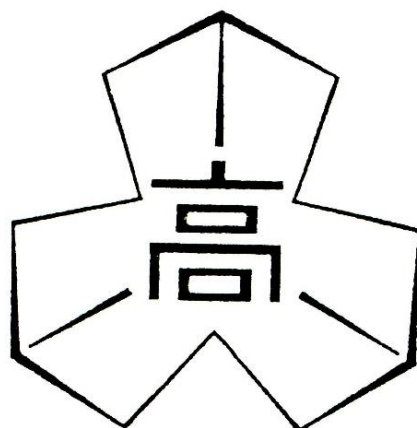


令和8年度

石川県立小松工業高等学校

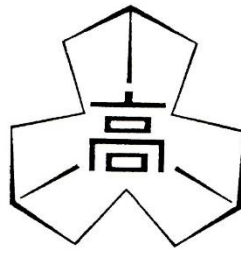
生徒心得



目 次

校章のいわれ・校訓・校歌	p 1	(総務)
学校沿革	p 2 - 3	(総務)
学 則	p 4 - 6	(教務)
小松工業ラーニングコンパス	p 7	(教務)
生徒規則	p 8 - 14	(生徒指導)
図書館利用規則	p15	(教務)
保健室利用心得	p16	(保健相談)
教育相談	p17	(保健相談)
生徒会会則	p18-19	(生徒会)
議会運営規定	p20-21	(生徒会)
役員選挙規定	p22-23	(生徒会)
生徒会会計及び物品管理に関する規定	p24	(生徒会)
部および同好会規定	p25-26	(生徒会)
進路選択	p27	(進路指導)
Chromebook および実習用 PC 使用の約束	p28	(企画情報)
台風・強風・大雪等の対応について	p29	(教頭)

校章のいわれ



本校は昭和 14 年に石川県立小松工業高校とし創立され、学制改革などを経て昭和27年に新制小松実業高等学校として生まれ変わったが、その当時、京都大学の伊藤一信助教授によって制作されたものである。

ここには、生徒職員が互いに団結しつつ、農工商の3課程の特徴を十分に発揮しながら、バランスよく発展する願いが込められている。

また、デザインは小松の【小】や霊峰白山の形状にも通じ、未来永劫にわたり、本校の発展を願ったものである。

校 訓

質 実 剛 健

自 重 自 治

校 歌

北村 壘 作詞・作曲

一、 わがなつかしき ふるさと小松
母なる白山 広き加賀野よ
ああ青春の 若人われら
あふるる希望の 世界の子らよ
友よ高らかに 歌えもろともに
いざや限りなき われらが調べ

二、 梯川の 流れも清く
ふるさとの心 ゆたかに流る
ああ青春の 若人われら
打ち樹てよ正義 守れよ祖国
友よ高らかに 歌えもろともに
いざや限りなき われらが調べ

学校沿革

- 昭和14年 4月 石川県立小松工業学校と称し、機械科と電気科を設置し県立小松中学校を仮校舎として開校
- 昭和15年 4月 石川県小松市向野地方の2の29に校舎を新築し移転、同時に第二本科機械科新設
- 昭和23年 4月 学制改革により小松工業学校に小松商業学校を合併し、石川県立小松実業高等学校を設立、紡織科新設
- 昭和24年 4月 石川県立小松高等学校、小松実業高等学校、小松農業高等学校を合併して総合制（普通課程・農業課程・工業課程・商業課程・家庭課程）石川県立小松高等学校設置
- 昭和27年 4月 総合制小松高等学校を石川県立小松実業高等学校（農業課程・工業課程・商業課程・家庭課程）と石川県立小松高等学校に分離
- 昭和28年 3月 家庭課程廃止
- 昭和29年 3月 農業課程廃止
- 昭和33年 2月 紡織実習室竣工・商業実践室整備
- 昭和37年 9月 小松市打越町に新校舎起工
- 昭和38年 4月 石川県立小松商業高等学校が新設され、商業科募集停止
- 昭和38年 6月 小松市打越町丙67に新校舎を竣工し移転
- 昭和40年 4月 商業科廃止により、校名を石川県立小松工業高等学校と改称、工業化学科新設
- 昭和41年 4月 建築科新設
- 昭和42年 4月 土木科新設
- 昭和43年 4月 建築・土木科実習棟完成
- 昭和48年 3月 機械・紡織科実習棟完成
- 昭和48年 4月 紡織科を繊維工学科へ学科改編
- 昭和49年10月 第2体育館及び渡り廊下完成
- 昭和50年 3月 4階建実習棟の一部完成
- 昭和54年 3月 A棟・C棟防音工事完了、C棟4階建実習棟（工業化学科）完成
- 昭和55年 3月 D棟4階建第1期工事（機械科・建築科・工業化学科）実習棟完成
- 昭和55年 7月 創立40周年記念式典挙及及び同窓会館竣工式、同窓会全国大会を挙
- 昭和56年 3月 B棟防音・暖房工事完了
- 昭和56年 9月 グラウンドの夜間照明装置整備
- 昭和57年 3月 D棟4階建・第2期工事（機械科・電気科・建築科・土木科・工業化学科・繊維工学科）実習棟及び生徒談話室（ラウンジ）完成
- 昭和58年10月 自転車置場（全6棟）完成
- 昭和59年 1月 E棟3階建（電気科・土木科・繊維工学科）実習棟完成
- 昭和61年 1月 D棟4階建・第3期工事（電気科・土木科・繊維工学科）実習棟完成
- 昭和61年 2月 新実験実習棟落成記念式挙
- 昭和61年 3月 情報教育実習室完成
- 平成 元年 5月 グラウンド・ハンドボールコート・テニスコート改修完了
- 平成 2年 4月 機械科募集停止、機械システム科新設
- 平成 2年10月 創立50周年記念式典及び同窓会全国大会挙、トレーニングセンター完成
- 平成 3年11月 第1体育館改築・記念式典挙

- 平成 6年 4月 電気科1学級募集停止、電子情報科新設、工業化学科及び繊維工学科募集停止、
マテリアル科新設
- 平成 7年 3月 防音工事（除湿設備）完了
- 平成 8年 4月 機械システム科1学級募集停止
- 平成11年 5月 弓道場完成
- 平成11年10月 創立60周年記念式典挙行及び近10年史発刊、校内LAN整備
- 平成12年 1月 B棟大規模改修・耐震補強工事完了
- 平成12年11月 A棟耐震補強工事完了
- 平成14年 3月 実習棟屋根ふき替え工事完了、校内LAN整備工事完了
- 平成15年 3月 プール撤去工事完了、渡り廊下改修工事完了、自転車置場改修工事完了
- 平成16年11月 高知県立高知工業高等学校と姉妹校提携
- 平成17年 3月 第2体育館床改修工事完了
- 平成17年10月 石川の学校教育振興ビジョン推進事業完了（校内前面道路舗装、太陽光発電システム、校内案内システム、校内メンテナンス）
- 平成18年 9月 第2体育館耐震補強工事完了
- 平成20年 4月 建築科及び土木科募集停止、機械テクニカル科・建築土木科新設
- 平成20年12月 C棟大規模改修・耐震補強工事完了
- 平成21年10月 創立70周年記念式典挙行、校門新設及び近10年史発刊
- 平成21年12月 D棟大規模改修・耐震補強工事完了
- 平成23年 3月 実習棟大規模改修・耐震補強工事完了
- 平成25年 4月 機械システム科及び機械テクニカル科募集停止、機械科2学級新設、電子情報科募集停止、
電気科1学級増設、建築土木科及びマテリアル科募集停止、建設科・材料化学科新設
- 平成26年10月 創立75周年記念式典挙行
- 令和 元年10月 創立80周年記念式典挙行
- 令和 2年 4月 機械科募集停止、機械システム科2学級新設
- 令和 3年 3月 A棟防音復旧・大規模改修工事完了
- 令和 4年 3月 B棟防音復旧・大規模改修工事完了
- 令和 4年10月 C・D・E棟防音復旧・大規模改修工事完了
- 令和 5年 9月 衛生環境整備工事完了（第1・第2体育館、D棟トイレ洋式化 手洗い自動水栓化）
- 令和 8年 2月 実習棟屋根等改修工事完了

学 則

第1章 総則

第1条 本校は教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は前条の目的を実施するため下に掲げる目標の達成につとめる。

1. 中学校における教育の成果を更に発展充実させて、国家および社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、専門的な技能を習熟させること。
3. 社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立につとめること。

第3条 本校には次の課程を置く。工業課程（機械システム・電気・建設・材料化学）

第4条 修業年限を3年とする。

第2章 学年、学期および休業日

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第7条 休業日は次の通りとする。

1. 国民の祝日に関する法律に定める休日
2. 日曜日および土曜日
3. 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
4. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
5. 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
6. 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
7. 高等学校創立記念日
8. その他石川県教育委員会（以下「委員会」という）において必要と認める日
9. 校長が必要と認め、委員会の許可を得た日

第3章 教育課程および授業時数

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、学習指導要領並びに委員会の定める基準により校長が定める。

第4章 単位修得、課程の修了および卒業の認定

第9条 校長は、学習指導要領の定めるところにより、単位を修得したことを認定する。

1. 校長は、生徒のうち成績不良で進級させることが不適当と認めた者について、当該学年を再履修させることができる。

第10条 校長は、学習指導要領の定めるところにより、本校（在籍学科）の全課程を修了したと認めた者には、卒業を認定する。

1. 校長は、前項によって卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

2. 卒業又は修了の時期は3月とする。

第5章 職員組織

第11条 本校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教諭、助教諭、事務職員、技術職員、実習助手その他必要な職員を置く。

1. 前項の本校の定数は委員会の定めによる。

第6章 入学、退学、転学、留学および休学

第12条 入学募集人員、入学者の選抜方法その他入学に関し必要な事項は、委員会の公告による。

第13条 入学を許可された者は、誓約書（第2号様式）に住民票の記載事項のうち氏名、出生の年月日及び住所を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

1. 前項の誓約書には、保護者等及び保証人が連署しなければならない。

第14条 前条の保護者等は、入学を許可された者の親権を行う者（親権を行う者のいないときは、後見人または後見を行う者）とし、保証人は、独立の生計を営む成年者で、県内に居住する者でなければならない。

1. 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

第15条 保護者等又は保証人が死亡その他の事由によって、その資格を失ったときは、新たに保護者等又は保証人を定め、すみやかに校長に届け出なければならない。

1. 保護者等又は保証人が、住所、氏名を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

第16条 退学又は転学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願い出なければならない。

第17条 転入学を願い出た者については、校長は、その事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

第18条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、校長に願い出なければならない。

1. 校長は、留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を、石川県立高等学校の履修とみなし、留学が終了した時点で、第9条第1項に準じて、単位を認定することができる。
2. 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第5条に規定する学年の途中においても、卒業又は修了を認めることができる。

第19条 退学した者又は学籍を除かれた者が再入学を願い出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に入学を許可することができる。

第20条 生徒は疾病その他の事由によって欠席が引き続き3か月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願い出ることができる。

1. 休学の許可を受けようとする生徒は、その事由を具して、保護者等と連署の上、願い出なければならない。
2. 休学の期間は、欠席の期間を通じて2年以内とする。
3. 休学の許可を受けた日から3か月以内に休学の事由がなくなった場合は、その事由を具し、校長に休学の取り消しを願い出ることができる。
4. 校長は、前項の願い出があったときは、その事由を調査の上、休学の許可を取り消すことができる。

第21条 休学中の生徒が、事由の消失によって、復学を願い出た場合には、校長はその事由を調査の上、相当学年に復学を許可する。

第7章 授業料入学手数料および証明書交付手数料

第22条 授業料、入学手数料及び証明書交付手数料に関する事項については、条例の定めるところによる。

第23条から第25条まで削除

第26条 校長は授業料の納入を怠った生徒に対して、登校を停止することができる。

1. 未納が3か月以上に及ぶ場合は、学籍を除くことができる。

第8章 褒賞および懲戒

第27条 校長は、他の生徒の範と認められる生徒を、褒賞することができる。

第28条 学校は、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

1. 懲戒は、退学、停学、訓告その他とする。
2. 退学、停学又は訓告の処分は、校長が行い、その他の懲戒については、校長の定めるところによる。
3. 校長は、前項に規定する退学又は停学の処分を行った場合には、すみやかに委員会に報告しなければならない。

第9章 補足

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

小松工業ラーニングコンパス【生徒に必要な資質・能力】

自ら学び 自ら考え 自ら行動する力
(自立・自律・自己決定)

教育目標

- 1 工業の専門高校として、地域産業の発展に貢献できる有為な人材を育成する
- 2 誠実を尊び、規律を守り、豊かな心、たくましい体力と実践力を持った人材を育成する
- 3 自ら専門技術の錬磨を図り、科学的な探究心を持ち、創意工夫する人材を育成する

ものづくり・人づくり・夢づくり

人間力(心)

主体的に学びに向かう力、人間性等の涵養

向上心・先見性・寛容性
傾聴力・集中力
継続力・忍耐力

学びの基礎力

知識・技能の習得

知力・技術力・読解力
コミュニケーション能力
一般常識等の汎用的能力
分析力・計画力

社会対応力

思考力・判断力・表現力等の育成

課題(問題)発見力
解決力・協働力・共感力
実践力・発言力・改善力

生徒規則

本校生徒は、誇りと自覚を持ち、学業に励み、心と技を磨き、たくましい体力と実践力の涵養に努め、学校や地域、社会の発展に貢献できる人材になるために、生徒規則を守らなければならない。

方針

- ① 誇りと自覚を持ち、責任ある行動をとる
 - (ア) 学業を第一とし、文武両道に励む
 - (イ) 規律を守る
 - (ウ) 礼儀・礼節を大切にする
- ② 命を大切にする
 - (ア) いじめ防止
 - (イ) 事故・事件に気を付ける
- ③ 挨拶の励行
- ④ 時間・期限の厳守
- ⑤ 面接試験に臨める頭髪・服装

第1条 通学

1. 通学方法は徒歩、自転車、保護者の運転する自動車、またはIR、路線バス等の公共交通機関を利用すること。それ以外の通学手段は一切禁じる。
2. 交通ルールを守り、安全に留意すること。
3. 自転車通学を希望する生徒は届を提出し、許可を得ること。その際、許可された自転車には指定ステッカーを貼ること。交通違反があった場合には許可を取り消す場合がある。
4. 時間に余裕を持って登校し、8時25分には教室で着席していること。

第2条 校内生活

1. 欠席・欠課（学校を欠席する・授業を欠ける）

保護者が8時を目途に「欠席連絡フォーム（インターネット）」に入力すること。
2. 遅刻
始業時刻8時30分に教室で着席していない場合は遅刻とする。その際、生徒指導室に遅刻届を提出してから教室に入ること。
3. 早退、外出
事前にホーム担任(以下、HRA)もしくは副担任の許可を得て、早退届もしくは外出届を提出すること。
4. 公認欠席（公認欠課）

公認欠席願は、HRA 及び部活動顧問等を経て学校長の許可を得なければならない。また次の場合公認欠席とする。

 - ・ 教育活動に関するもの
 - ・ 高体連高文連高野連等の派遣
 - ・ その他、学校長が認めるもの
5. 出席停止（別に定める出席すべき日数から減ずる措置）

- ・ 忌引（父母7日以内、祖父母・兄妹姉妹3日以内、祖々父母、伯叔父母1日）
 - ・ 就職試験
 - ・ 進学試験
 - ・ 法定伝染病等
6. 登下校時刻
原則、7時00分より生徒玄関から校舎に入ることができる。下校時刻は19時30分とする。その他の場合は、担当教諭や部活動顧問等の指導の下、登下校を行う。
7. 貴重品管理・所持品
貴重品（財布・スマートフォン等携帯電話・定期券等）は、各自の玄関ロッカーにて施錠管理すること。また、所持品にはすべて記名し、自己管理すること。
8. 遺失物・拾得物
校内における遺失物や拾得物は、生徒指導室に届け出ること。
9. 設備・備品の破損
誤って破損が生じた際には、HRAもしくは総務課に届け出る。原則、当事者が実費弁償をする。別途、状況確認は生徒指導課で行う場合がある。
10. 掲示物等
必要がある際には、関係する係へ届け出ること。
11. その他
学習に不要な物や高額な物を持ち込まないこと。不必要な物品の持ち込みが発覚した場合には、学校で預かり、HRAから保護者に返却する。

第3条 校外生活

1. 外部諸団体への加盟・参加・出場等については、HRAを通じ学校長の許可を得る。
2. 深夜の外出及び出入り禁止施設等
深夜は外出してはならない。風営法およびいしかわ子ども総合条例で入場が禁止されている飲食店や遊技場（マージャン・パチンコ等）、公営競技場（競馬場・競艇場等）には立ち入らないこと。
3. 合宿等
部活動合宿をする際には、部活動単位で関係する係へ届け出ること。
4. アルバイト
1年生は原則、アルバイトを禁止する。2・3年生は単年度の許可制とし、許可願を提出すること。以下の条件をすべて満たす場合のみ許可するが、状況によって取り消すことがある。
 - (ア) 学習、部活動、学校生活に支障のないようにすること
 - ・ アルバイトは週に3日以内とし、21時以降は禁止する
 - ・ 考査1週間前から考査期間は禁止する
 - (イ) 下記の条件に該当する場合、アルバイトは許可しない
 - ・ 欠席および遅刻が学期内に5回を超える者
 - ・ 各学期において成績不振（CCC）が1科目以上ある者
 - ・ 容儀指導等において指導改善されない者
 - ・ その他、学校生活に支障のある者
 - (ウ) 下記の事業所や業務に従事する場合は許可しない
 - ・ 自動車、バイク等の運転をする業務
 - ・ ホテル、旅館等で接待する業務

- ・ 遊技場（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等）、酒類を主として提供する飲食店（居酒屋、スナック等）
 - ・ その他、危険を伴う業務や健康を害する業務
5. 自動車運転免許取得（自動車学校入校）
- 就職または進学が内定した3年生に限り、以下の条件をすべて満たす場合のみ自動車運転免許取得（自動車学校入校）を許可する。許可願を提出すること。（縁故採用の場合も同様）
- （ア）交通規則を遵守できる者。（自転車交通違反が多いものは許可しないこともある）
 - （イ）自動車運転免許取得に関することで、考査、学校行事、集会日、自宅学習期間中の登校日を欠席、遅刻、早退してはならない。通常授業の場合も同様とするが、修了検定および卒業検定、運転免許試験が平日のみ実施される場合は除く。その場合は「欠席・欠課」となる。
 - （ウ）合宿免許は上記条件を満たし、2月の自宅学習期間以降とする。
 - （エ）学年を問わず、原動機付自転車および自動二輪車の運転免許取得は許可しない。
 - （オ）免許取得後は担任および生徒指導課に報告すること。
 - （カ）運転免許証は保護者が管理し、卒業式当日までの運転は禁止する。

第4条 交通

1. 法令を遵守し、交通安全に努めること。
2. 交通事故から自身を守るだけでなく、周囲への思いやりをもって交通道徳を心がけること。
〈自動車および自動二輪車等〉
3. 本校生徒の自動車の運転は厳しく禁ずる。
4. 原動機付自転車（電動キックボード含む）や自動二輪車の運転も厳しく禁ずる。また、保護者等の運転する場合を除き相乗りも禁ずる。
〈歩行〉
5. 歩きスマホなど、ながら歩行はしないこと。
6. 道幅に広がったり、歩道や道路をふさいだりしないこと。
〈自転車〉
7. 自転車は定期的に点検整備し、許可された自転車を運転すること。
8. 学校や駅周辺の駐輪場を利用する際には、指定の場所に駐輪し二重ロックをすること。
9. 自転車運転の際には、ルールとマナーを守ること。並進走行、傘さし運転、二人乗り、ながら運転（スマホ等閲覧及び操作、イヤホン、飲食など）、無灯火運転はしないこと。
10. 交通事故の被害軽減のために、自転車用ヘルメットを着用すること（努力義務）。
〈公共交通機関〉
11. 乗降の際には所定の位置で列をつくり順番を守ること。割り込みや列を乱さないこと。
12. 登下校の際に、イオンモール新小松等商業施設専用のバスには乗らないこと。
13. 乗車中の迷惑行為は禁じる（飲食や大声、電話等）。リュック等は、背負わず自分の体の前で保持し、周囲へ配慮すること。座席に荷物を置かないこと。
14. 緊急時には、乗務員の指示に従い行動すること。自分勝手な行動はしないこと。
〈交通事故発生時の処置〉
15. 交通事故に遭遇した場合は、落ち着いて次のような応急措置をとり、速やかに警察、救急、保護者等、学校に連絡すること。（次図は教室掲示・ホームページ掲載）



第5条 その他

1. いじめは人として絶対に許されない行為であり、厳しく禁じる。また、SNS 上で誹謗中傷や個人情報特定されるような投稿も厳しく禁じる。いじめが発覚した際は、本校の「いじめ防止基本方針」に則って対処する。
2. 暴力・窃盗・脅迫・飲酒・喫煙・危険ドラッグ・サイバー犯罪等、事情の如何を問わず厳しく禁じる。
3. 男女の交際は明朗、清潔であること。
4. 諸願届一覧

内 容	担当・部署	付 記
1. 事前に申し出て学校の許可を得るもの ア) 刊行物の発行、販売 イ) 放送、掲示 ウ) 校内外の集会 エ) 学校外の諸団体への加入・参加 オ) 同好会の結成 カ) 金銭・物品の募集・販売 キ) 校舎・校具の使用	HRA、 部顧問等	
2. 住所等変更届	HRA	校務支援システム、生徒証裏面
3. 大会・行事・合宿届	部顧問等	
4. アルバイト許可願	生徒指導課	事前に HRA、部顧問の許可を得ること
5. 自動車運転免許取得（自動車学校入校）許可願	生徒指導課	事前に HRA の許可を得ること
6. 遅刻届、紛失届、異装届、公欠届	生徒指導課	遅刻届以外は、事前に HRA の許可を得ること
7. 早退届、外出届	HRA	事前に HRA の許可を得ること
8. 自転車通学届	生徒指導課	ステッカー発行
9. 日本スポーツ振興センター給付金請求願	保健室	
10. 在学証明書交付願、定期券購入証明書、学割交付願	事務室	
11. 休・転・退学届	HRA	

第6条 服装・頭髪

1. 服装 (p13,14 参照)
 - (ア) 制服は本校指定のもののみ着用する。故意に変形させたものは着用を禁止する。
 - (イ) 詰襟制服およびブレザーは常に科章をつける。
 - (ウ) 詰襟制服の下は指定の長袖シャツ、ポロシャツ、ニットセーターを着用する。

- (エ) ブレザーの下は指定のブラウス、ニットセーター、スカート又はスラックスを着用する。
- (オ) スカートは所定のウエスト位置ではき、折り曲げない。
- (カ) ブラウスを着用する際には常にリボンをつける。
- (キ) 夏季制服期間は指定の半袖ポロシャツ、スカートまたはスラックスを着用する。冷房対策としてニットセーターを着用してよい。
- (ク) 夏季と冬季の移行期間は、夏季・冬季の指定制服のいずれでもよく、必要に応じてニットセーターを着用してよい。
- (ケ) 靴下は黒色、紺色、白色の単色を基本とする。公式行事においては、靴下は黒色とし、ブラウスは白色とする。
- (コ) 必要に応じて防寒着を着用してよい。ただし、中には冬季制服を着用する。

2. 校内履

校内生活は所定の上履（購買で注文販売）を着用し、体育・実習時等は所定の靴を履くこと。

3. 鞆

学習用品が入るカバンを携帯すること。高価または華美なものは避けること。

4. 異装

止むを得ない理由で異装をする場合は異装届を提出し、HRA および生徒指導課の許可を得ること。

5. 化粧・アクセサリ等

化粧・アクセサリ（指輪・ピアス・イヤリング・ネックレス・カラーコンタクト等）の着用または使用を禁止する。また、校内への持ち込みも禁止する。ピアスの穴あけも禁止する。

6. 頭髪

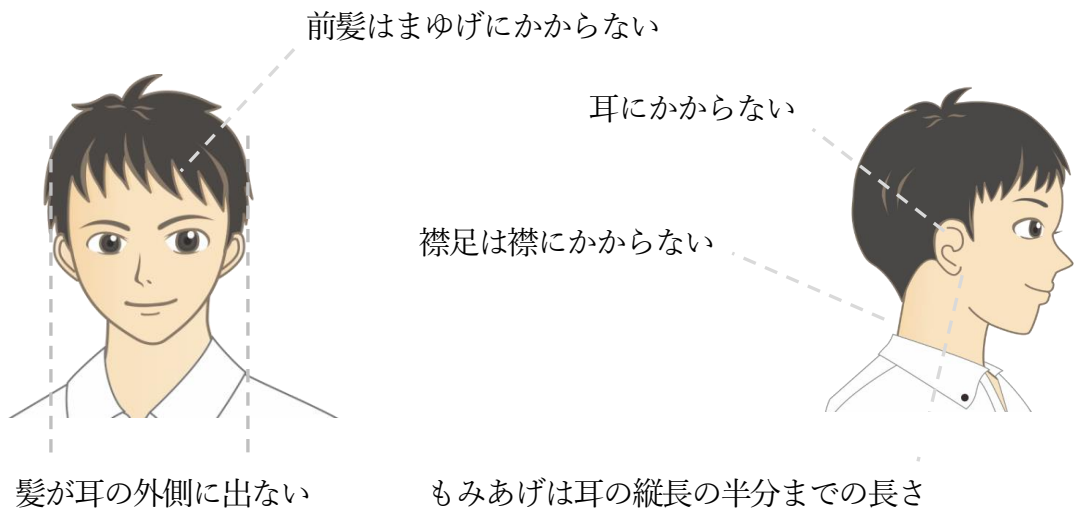
- ・「面接試験に臨める頭髪」を基本とし、別図を基準とする。（別図：p13）
- ・常に「すっきり」「さわやか」「清潔」を心がけ、整髪すること。
- ・パーマ、カール、脱色、染色、エクステ、眉・まつ毛の加工等は認めない。

第7条 懲戒

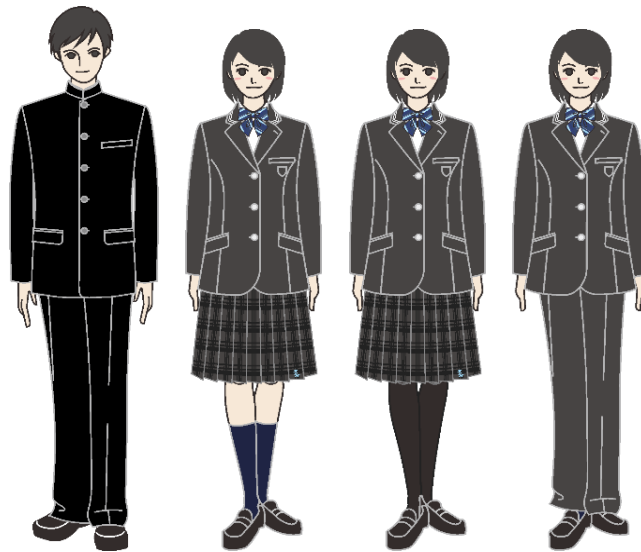
問題行動や生徒規則に反する行為等が発覚した場合には、懲戒の対象となる。

懲戒には、処分（退学・停学・訓告）、特別指導（謹慎・校長訓戒等）、指導（説諭等）がある。

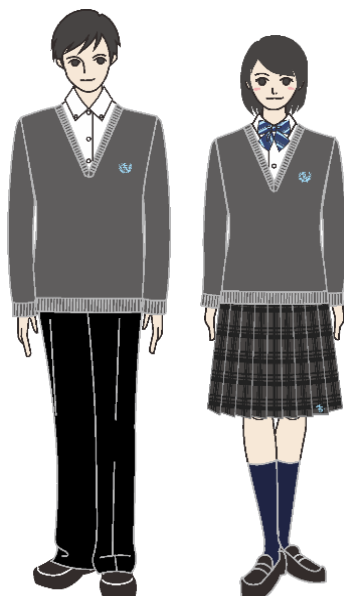
【別図】



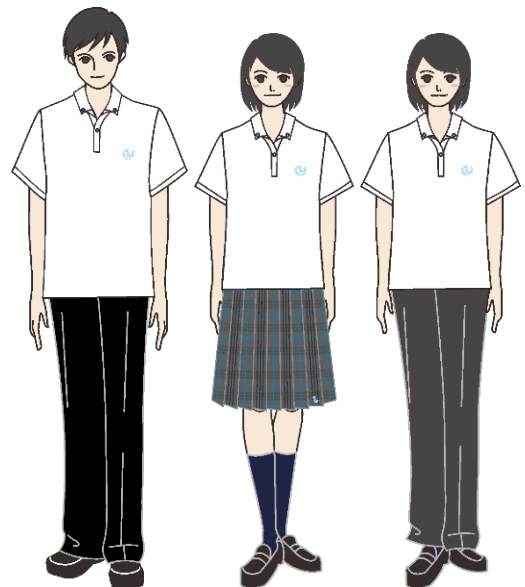
【冬季】

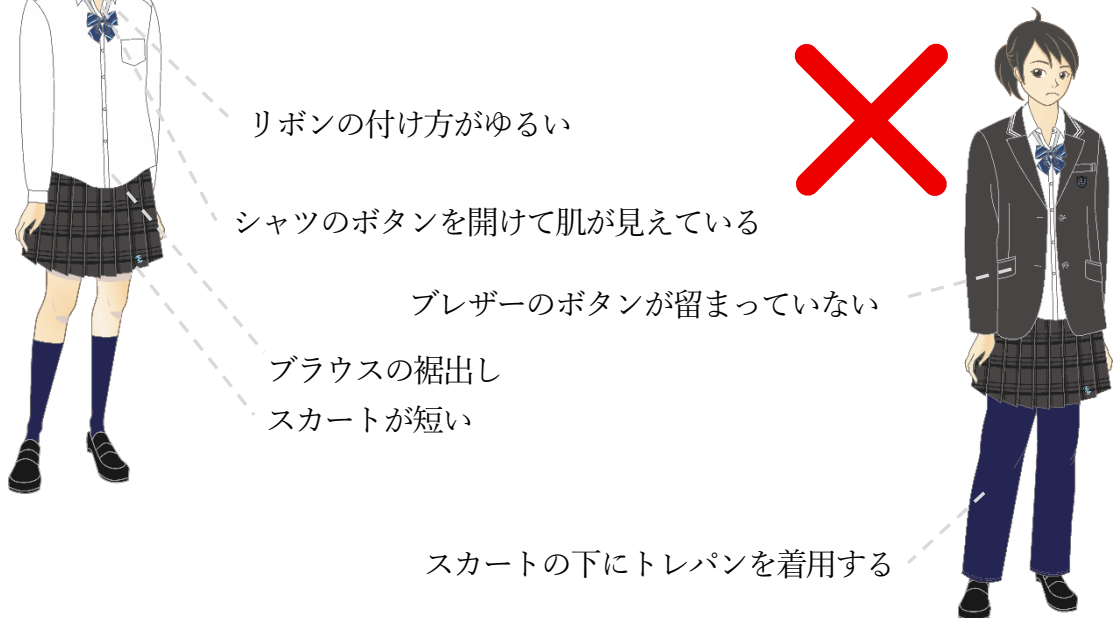
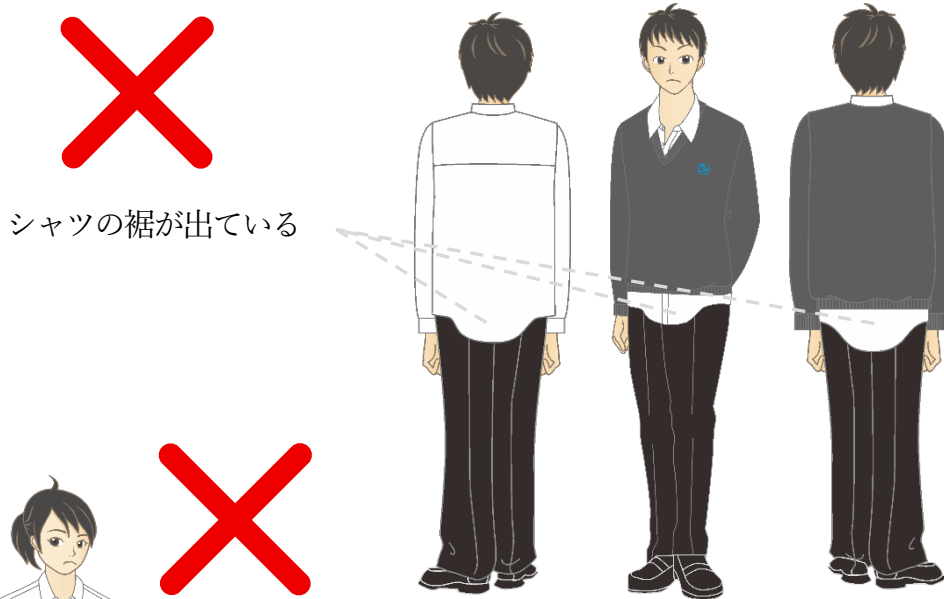
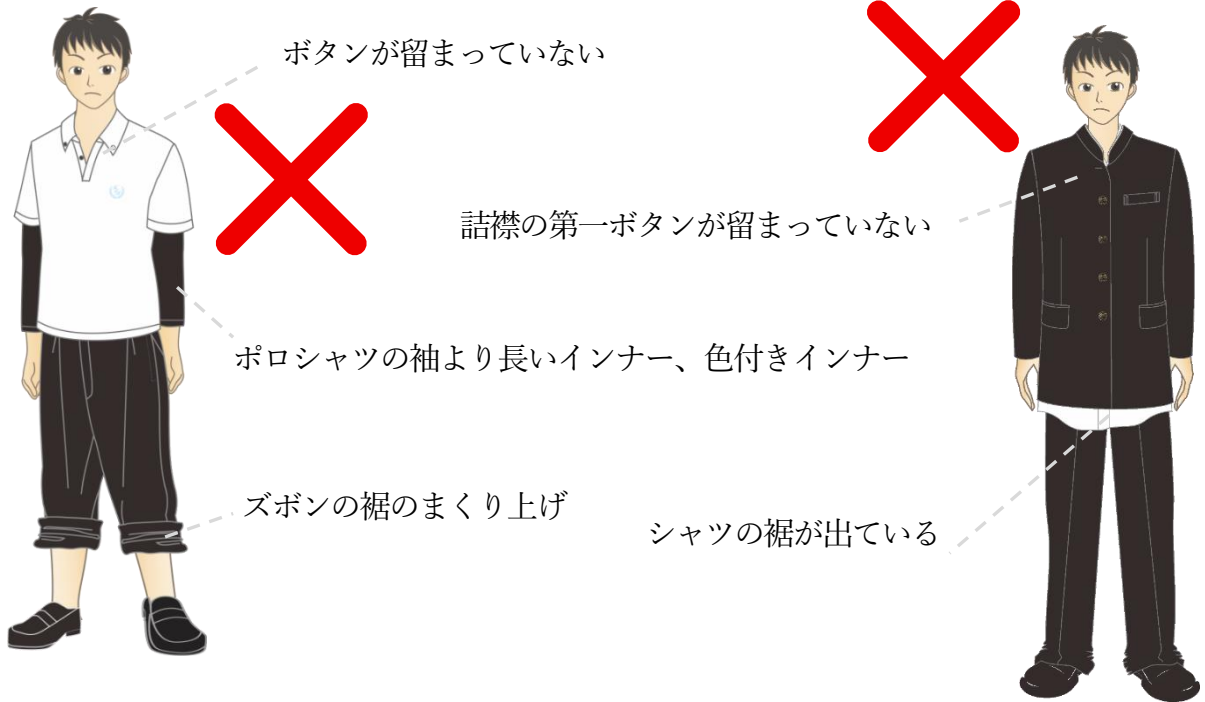


【合服】



【夏季】





図書館利用規則

1. 閲覧希望者は、図書を書架から取り出して閲覧した後は、必ず元の場所に返すこと。
2. 閲覧のための開館時刻は、8時20分、終了時刻は通常、16時30分とする。
3. 貸出は1回につき1人3冊に限る。また、貸出期間は2週間とする。
4. 貸出希望者は図書係員へ申し出て、手続きを行う。その本は勝手に他人に貸さないこと。
5. 本は丁寧に扱い、切抜き、書き込み、汚損破損、無断持出は厳禁とする。
6. 書籍の返却日が過ぎても返さない時は、期限切れの督促状が発行される。期限内に返却するよう心がけること。
7. 本を紛失した場合は、本人の責任になる。
8. 図書室では静粛にし、他人に迷惑をかけず、マナーを守ること。

保健室利用心得

保健室は、生徒が心身共に健全で充実した学校生活を享受できるよう支援することを目的とする。身体の不調や負傷への応急処置、保健相談、および健康状態の確認の場として、以下の規定に基づき運用する。

1. 来室に関する原則

- ・来室時間：緊急時を除き、原則として休憩時間内に来室すること。
- ・入室許可：授業時間中に来室を要する場合は、教科担任または担任（副担任）の許可を事前に得ること。
- ・単独来室：介助を要する特段の事情がない限り、原則として本人単独で来室すること。

2. 処置および休養

- ・休養期間：保健室での休養は、原則として1時限以内とする。
- ・内服薬の取り扱い：内服薬の常備および提供は一切行わない。
- ・処置の範囲：保健室における処置は緊急の応急手当に限定する。医療機関や家庭で行うべき継続的な治療や処置は実施しない。

3. 受付・事務手続き

- ・申告義務：来室時は直ちに「年組氏名」および「来室事由（部位、症状、発症時期、原因、場所等）」を申し出ること。
- ・早退手続き：問診や休養の結果、早退を要すると判断された場合は、所定の「早退届」に記入し、担任および生徒指導課へ届け出ること。
- ・不在時の対応：養護教諭不在等により保健室が閉鎖されている場合は、担任または学年所属の教員へ報告すること。

4. 学校管理下における災害給付

学校の管理下（授業、休憩時間、部活動、登下校等）で発生した傷病により医療機関を受診した場合は、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となる。申請を希望する場合は、保健室にて必要書類を受領すること。

5. 感染症による出席停止

学校保健安全法に基づき、インフルエンザ等の指定感染症と診断された場合は「出席停止」の措置を講じる。

- ・報告：医師により感染症と診断された場合は、直ちに学校へ報告すること。
- ・出席停止：医師による登校許可が下りるまでは家庭で休養すること。
- ・書類提出：登校再開後、配付される「病欠届」に保護者による必要事項の記入を受け、1週間以内に学校へ提出すること。

教育相談

1. 目標

本校における教育相談は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう、日常の教育活動を通して、生徒の悩みや困りごとの早期発見および支援に努めることを目的とする。

また、必要に応じて、校内外の関係者と連携し、生徒の健全な成長を支援する。

2. 実施事項

(1) 生徒および保護者からの相談に応じ、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター等と連携ながら実施するものとする。

(2) 生徒一人一人の心身の状況に配慮し、悩みや困りごとについて早期に気づき、適切な支援を行うものとする。

(3) 校内の関係教職員および必要に応じて外部の専門機関と協力するものとする。

(4) 相談内容については、原則として秘密を保持するものとする。

ただし、生徒の生命や安全に重大な影響があると判断される場合は、必要な範囲で関係者と情報を共有することがある。

(5) すべての生徒の人格および人権を尊重し、一人一人に寄り添った支援を行うものとする。

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は小松工業高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は全生徒会員の会員たる真の自覚を基とし、会員相互の融和と個性の伸長を図る事を目的とする。
- 第3条 本会对して会員は前条目的達成のため積極的に本会活動に参加する権利と義務、および本会則に基づく一切の規則に従う義務を有する。
- 第4条 本会は正会員（小松工業高等学校生徒）および賛助会員（全教職員）によって組織される。
- 第5条 本会は下記の機関を置く。執行部会、総会、議会、選挙管理委員会。
- 第6条 前条における執行部員の任期は前期4月から9月、後期10月から3月までとし、選挙管理委員は1年ですべて兼任は認めない。ただし再選は妨げない。新たな執行部会、および議会が成立するまで前の役員、議員はその職務を遂行する。

第2章 総会

- 第7条 本会は全会員をもって構成される。
- 第8条 本会は生徒会における最高の議決機関である。
- 第9条 本会は会長が招集し前期および後期に1回開く。
- 第10条 本会は全会員の4分の3以上をもって成立する。ただしそれは各ホームの当日の出席人数によって決定する。
- 第11条 本会は次の事項をもって議事とする。
1. 専門委員会および部の活動報告
 2. その他重要事項
- 議決必要事項は出席会員の過半数によって決定する。ただし可否同数の場合は議長がこれを決定する。賛助会員は発言権を有するが議決権は有しない。
- 第12条 本会の議長団は議会における議長団がこれにあたる。
- 第13条 臨時総会は議会の全議員の要求により会長がこれを招集する。

第3章 議会

- 第14条 本会は各ホームより選出された室長、または代理人による代議員によって構成される。
- 第15条 本会は生徒会において総会につぐ議決機関である。
- 第16条 代議員は各1票の議決権を有し、互選によって議長、副議長各1名および議会書記2名を選出する。
- 第17条 本会は議長が招集する。ただし議長は会長あるいは代議員の10名以上の要求があれば議会を招集しなければならない。
- 第18条 本議会は定例議会を開催する。
- 第19条 本会には生徒会顧問1名が出席する。
- 第20条 本会は代議員の3分の2以上によって開かれる。
- 第21条 本議会の議決は出席代議員の過半数によって決め、可否同数の場合は議長が決める。
- 第22条 本議会の会議録をそなえ公表しなければならない。
- 第23条 本議会は公開とする。
- 第24条 代議員は本会における議決事項をホームで報告しなければならない。
- 第25条 代議員は議会内で行った討論、演説、表決について議会外での責任は問わない。

第26条 本会は必要に応じて委員会を設置することができる。

第4章 執行部会

第27条 本会は生徒会における最高の執行機関である。

第28条 本会は会長1名、副会長1名、書記1名、会計2名、専門委員長6名によって構成される。会長、副会長、書記、会計、専門委員長は全校投票によって選出されることを原則とするが、特別な事情により、専門委員長に限り、専門委員会での互選により決定する場合がある。

第29条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長が執務不能の場合はこれを代行する。

第30条 書記は本会の完全正確な記録をそなえなければならない。

第31条 生徒全会計は、別に定める会計規定によって支払を行う。

第32条 専門委員会は文化、自治、保健、美化、図書、体育の6部門に分かれる。

第33条 専門委員会は前期・後期に各1回開くものとする。

第34条 部連絡会は各部の振興を図り、相互の連絡調整に当たる。

第5章 全校投票

第35条 下の事項を行う場合全校投票・承認を行わなければならない。

1. 会長、副会長、書記、会計、専門委員長の選出
2. 執行部員のリコール
3. 会費決定
4. 会則承認

第36条 下の場合は全校投票を行うことができる。

1. 執行部員が認めた時
2. 議会の3分の2以上の要求があった時
3. 会員の3分の1以上の要求があった時

第37条 投票による決定は全有権者の過半数による。

第6章 財政

第38条 正会員は定められた会費を納めなければならない。

第39条 生徒会は毎期末に会計帳簿を監査しなければならない。

第40条 会費は毎年開始までに決めなければならない。

第7章 選挙管理委員会

第41条 本会は各ホーム選出の委員によって組織される。

第42条 本会は生徒会に関する総ての選挙を管理する。従って学年開始後1週間以内に組織されなければならない。また翌年管理委員会ができるまでその職を解かない。

第43条 本会の委員は、選挙を公正にするため、選挙に立候補する場合はその職を辞任しなければならない。

第44条 本会は生徒会に関する一切の人名簿をそなえなければならない。

第8章 修正

第45条 本会則の修正案は書式によって議会に提出する。

第46条 会則の修正案は議会の3分の2以上によって可決承認された上、全校投票によって決定する。

付 則

本会則実施上の細則は別にこれを定める。

本会則は昭和38年12月24日からこれを施行する。

本会則は平成30年4月1日からこれを改正施行する。

議 会 運 営 規 定

第1章 召集および開会

- 第1条 議会の召集は議長がこれを決め、書記が議長の名をもって議員に通達する。ただし第1回の議会においては新議会役員が選出されるまで前議長がその任務を代行する。定例議会の召集は少なくとも2日前に公示されねばならない。臨時議会の場合はこの限りでない。
- 第2条 定例議会は会則の定める所により開催しなければならない。
- 第3条 臨時議会の開催は会長の要求または議員の10名以上が必要と認めた時に召集される。
- 第4条 議会において召集の当日に議長および副議長が欠席の時は直ちに仮議長の選挙を行わなければならない。

第2章 議長団

- 第5条 議長団は議長、副議長の各1名、書記1名で構成される。
- 第6条 議長団の任期は各々議員としての任期による。
- 第7条 議長は議会の秩序を保ち、議事の整理進行に必要な権限をもち議会事務を監督し、議会を代表する。
- 第8条 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあった時は議長の職務を行う。議長、副議長共に事故のある時は、選出された議長がこれを行う。
- 第9条 書記は議会事務の全般にわたって掌握し、議事録の保管にあたる。

第3章 議員

- 第10条 議員は選挙管理委員会によって各ホームから1名選出される。
- 第11条 議員の任期は半年とし、4月と10月に選挙を行う。ただし重任は妨げない。
- 第12条 議員は無届で欠席してはならない。ただし止むを得ない理由で欠席をしなければならない時は、議員はホームの許可を得、代理人を議会に送らなければならない。
- 第13条 代理人の議会における権利義務は議員と同じとする。
- 第14条 代理人の怠慢はすべて議員が責任を負わなければならない。

第4章 会 議

- 第15条 議員が3分の2に達した時、議長は開会を宣言する。開会予定時刻を15分経過してなお3分の2に満たない場合は議長が流会を宣言し、改めて召集する。
- 第16条 議案は執行部および議員をへて議長のもとへ提出されることを原則とする。
- 第17条 すべての議員は議案を動議することができる。動議は特別に定める場合を除き、1名以上の支持者によって成立する。
- 第18条 既決事項の修正動議は3名以上の支持者を必要とする。ただし、修正動議の提出は每期2回までとし、これ以上は認めない。
- 第19条 議会における議員傍聴者の質問討議は自由である。ただし発言権は挙手して議長の承認を求めなければならない。
- 第20条 傍聴者は動議および表決権を有しない。
- 第21条 議会は必要に応じ、議員外の出席を求めることができる。
- 第22条 議会は必要に応じて委員会を設け、議案を付託することができる。委員会は必要に応じて委員を議員外に求めることができる。
- 第23条 議決は特別に定める場合を除き、出席議員の過半数によるものとする。可否同数の場合は議長がこ

れを決める。

第24条 議長は議決が困難と見た場合は休憩を宣することができる。

第25条 閉会動議が成立して可決された場合、議長は閉会を宣しなければならない。閉会動議は他の議案に先だって採決される。ただし、これに対する討論はこれを妨げない。

第26条 議会が開かれた後に止むを得ない理由で会議が定員の3分の2以下になった場合は議会を中止しなければならない。

第27条 議会は原則として午後5時までとするが、議決によって議会を続行することができる。ただし6時を越えてはならない。

第28条 総て議案が議決された場合、会長はこれを学校長に報告しなければならない。学校長に許可された議案は直ちに公布実施される。

第29条 議会議決事項が職員会議で否決された時は、執行部と議長団が職員代表と話し合いをすることができる。

第30条 執行部員は発言権および動議権を有する。ただし議決権はもたない。

第5章 委員および委員会

第31条 委員会が事務を完了しないうちは、議会が解散しても委員は次期議会にも引続いてその権限をもつ。

第32条 委員会には必要に応じて委員外の参考人の出席を求めることができる。

第33条 委員会には特に委員会の許可を得たものが、これを傍聴することができる。委員長は傍聴人に対して退場を命ずることができる。

第34条 委員長は委員会の経過並びに結果を議会に報告しなければならない。

第6章 辞任

第35条 議員が辞任する場合は推薦ホームの過半数による承認と議会の3分の2以上の承認を必要とする。

第36条 議会役員を辞任する場合は議会の3分の2以上の承認がなければならない。

第37条 議会の3分の2以上の不信任があった場合は議会役員は辞任しなければならない。

第7章 紀律

第38条 議員は議会の秩序を乱し、または議会の品位を傷つけたりしてはならない。これを侵した時は議長はこれに警告を発しなければならない。

第39条 傍聴人がさわがしく、議事進行を妨害すると認められた時、議長は傍聴人を退場させることができる。

第40条 議員が警告を無視した場合、議長は議会に信任、不信任を問い、または議員の動議により、議会の3分の2以上の承認を得て除名できる。ただし、動議は3名以上の支持者を必要とする。

第41条 除名された議員が再び当選しても、これを拒むことはできない。

第42条 議員が無届で欠席した場合、次議会で理由を述べ陳謝しなければならない。

第8章 補則

第43条 議会の3分の2以上によって承認された場合、この規定は直ちに「議会運営規定」として施行される。

役員選挙規定

第1条 生徒会の役員はこの規定の定めるところにより、これを選挙する。

第2条 すべての会員は役員選挙権および被選挙権を有する。

第3条 すべての選挙人はその良心に従って自由に選挙し、自己の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

第4条 すべて選挙は投票による。投票は無記名として1人1票に限る。

第5条 各選挙は原則としてすべて立候補制とする。

第6条 すべて会員は同時に2つの候補者になることはできない。

第7条 すべての候補者と選挙人は、選挙に関して不当と思った時選挙管理委員会に訴えることができる。

第8条 候補者並びに選挙人は投票または開票の立ち合いを要求することができる。

第9条 選挙人は選挙の当日投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て投票をする。

第10条 すべての選挙は最高点から、各選挙の定員を当選者とし、選挙管理委員会がこれを決定する。

1. 立候補者が1名の場合、抱負演説を行い、これを全校投票によって信任、不信任を決定する。不信任の場合、再選挙を行う。信任、不信任の決定は、下記2、3項を適用する。
2. 獲得票数もしくは信任票数が全投票数の過半数に満たなければ、再選挙を行う。ただし、立候補者が3名以上の場合、この規定は無効となる。
3. 無効投票数が全投票数の10%を超えた場合、再選挙を行う。獲得票数もしくは信任票数が全投票数の過半数であった場合、無効投票数が10%以上であっても当選とする。

第11条 立候補者が当選した場合には特別の理由ある時を除いて辞任することができない。

第12条 役員が欠けた時は速やかに補欠選挙を行う。

第13条 各選挙の費用は公費として、選挙管理委員会の決定に従う。

第14条 各選挙の管理は選挙管理委員会がこれに当たり、選挙に関するすべての事項に責任を負う。

第15条 選挙管理委員会の構成は本校生徒会会則による。

第16条 選挙管理委員会は候補者が不当と思われる選挙運動をした場合、立候補者や当選の取消し、その他を決定することができる。

第17条 選挙管理委員会は次の職務を行う。

1. 選挙日の公示は特定の場合を除いて選挙の7日前にしなくてはならない。
2. 選挙人名簿の作成、調査、保管
3. 立候補者の受付
4. 投票所、開票所の設置
5. 立候補がないときは適当な人物を推挙し、議会の承認をもって決定する。
6. 投票開票に関する事項の決定
7. 選挙結果の公示
8. 選挙に関する調査
9. その他選挙に関するすべての細則の決定並びに施行

第2章 補則

第18条 本規定の実施上の細則は別にこれを定める。

第19条 本規定は昭和38年12月24日からこれを施行する。

細 則

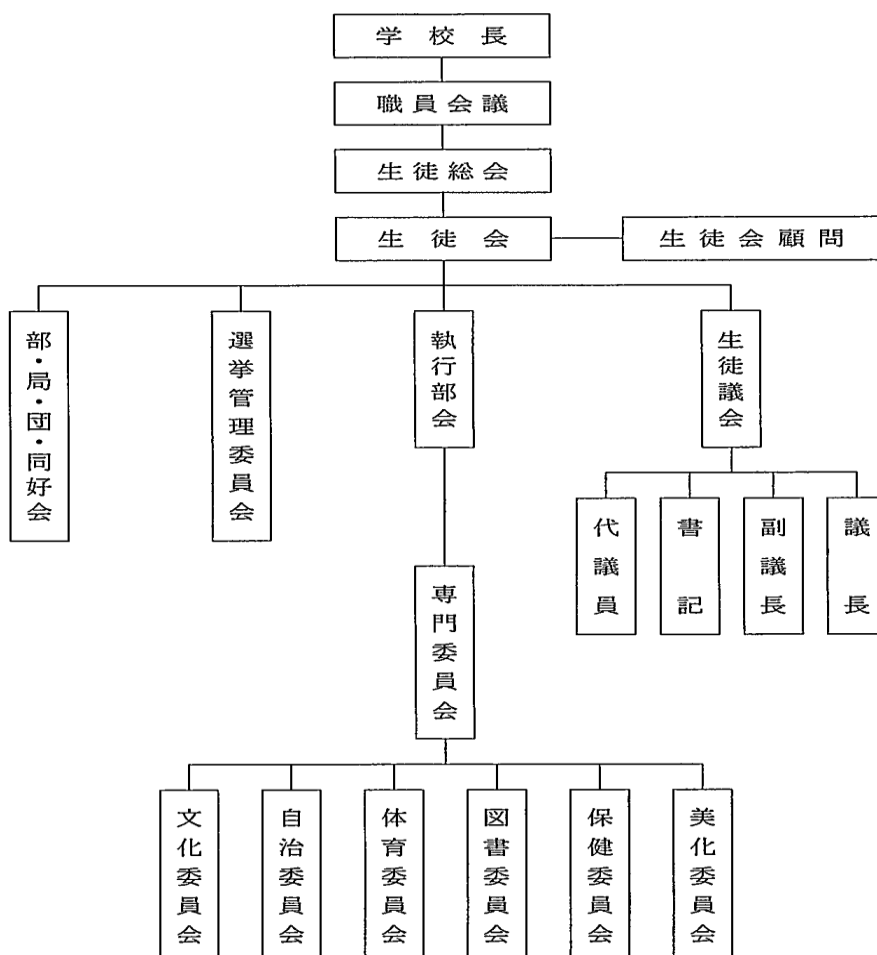
- 第 1 項 立候補者 1 名につき責任者 3 名、推薦者 10 名を必要とする。
- 第 2 項 立候補者は他の立候補者の責任者となることはできない。
- 第 3 項 同一人が 2 人以上の候補者に対して責任者となることはできない。
- 第 4 項 演説については、演説時間は立候補者に 5 分、弁士には 3 分まで与えられる。また、その他の演説についての細則は、そのつど責任者代表 1 名、選挙管理委員会の代表および顧問によって決めるものとする。
- 第 5 項 再選挙について、選挙管理委員会の推挙、又は立候補を募って 2 名以上を対立させ、全校投票により選出する。
- 第 6 項 選挙人名簿は選挙日公示当日のものを使用する。
- 第 7 項 無効票の決定は選挙管理委員会による。
- 第 8 項 ポスターは試験用紙大 5 枚とし、立候補と同時に掲示することができる。

付 則

本規定は昭和 38 年 12 月 24 日からこれを施行する。

本規定は平成 30 年 4 月 1 日からこれを改正施行する。

生徒会組織



生徒会会計及び物品管理に関する規程

第1章 総則

- 第1条 会計は生徒会に関する金銭の出納および購入された物品の管理を行う。
- 第2条 会計は出納状況を報告しなければならない。
- 第3条 会計は各部会計との連絡を密にし、常にその監督指導に当らなければならない。

第2章 金銭の出納

- 第4条 本会の支出は次の機関の承認を得なければならない。
 - 1. 予備費以外の支出は役員
- 第5条 予算の編成は特別の委員会によって審議され、議会において承認されなければならない。
- 第6条 各部の部費は予算内で執行する。
- 第7条 各部の部費は活動目標によって決定され、消耗品、備品のみとする。飲食費は含まれない。
- 第8条 各部は別に会計管理の台帳をそなえなければならない。
- 第9条 各部の収入は、その部および委員会費用に当て、その収支を部会計簿に明記しなければならない。ただし営利を目的とした収入の用途は議会の決定による。

第3章 物品管理

- 第10条 会計は生徒会に関する物品購入の台帳を整備し、随時購入物品の検査を行う。
- 第11条 検査の結果は議会に報告しなければならない。
- 第12条 購入された物品の管理に関しては、学校との協議によって管理する。

付則

- この規程は議会の過半数によって改正することができる。
- この規定は昭和27年6月1日より施行する。
- この規定は平成30年4月1日より施行する。

部および同好会規定

- 第 1 条 (定義) 部および同好会は同好の者が集まり、教科外時間を利用し活動することによって心身の健全な発達と相互協力の資質を養うことを目的に運営され、究極において生徒会の発展に寄与する団体をいう。
- 第 2 条 (構成) 部は原則として同好の者 5 名以上と顧問教員 1 名以上で構成される。また、部長・書記・会計各 1 名をおくことを原則とし、活動全般にわたって顧問教員の助言・指導を受ける。同好会においては同好の者 5 名以上と顧問教員 1 名以上で構成し、その他は部に準ずる。
- 第 3 条 (所属) 本校生徒会会員は、部および同好会に加入することを推奨する。
- 第 4 条 (加入及び退去) 部・同好会への加入・退去は原則として年度はじめに行う。それには保護者の同意を得た上、その責任者・HRA・顧問教員の承認を必要とする。部および同好会は年度はじめに部員(同好会員)名簿を作成し執行部に提出しなければならない。なお中途に加入者・退去者のある場合はそのつど執行部に報告しなければならない。
- 第 5 条 (設立) 同好会の設立には発起人 5 名以上の連名で、部の設立には同好会結成以来 1 年以上経過し会員 5 名以上の連名で、設立願を生徒会に提出し、議会・職員会議(部の設立の場合は職員会議のみ)の承認を得なければならない。また、昇格した部の予算は次期会計年度よりとする。ただし、この規定については、学校長が必要と認めた場合には、この限りではない。
- 第 6 条 (設立願) 設立願には次の事項を必要とする。
1. 目的
 2. 名称
 3. 発起人(会員)
 4. 顧問教員
 5. 練習または活動場所
 6. 会費の徴収の有無と金銭
 7. 活動内容
 8. その他必要と認められる事項
- 第 7 条 (活動時間および場所) 部および同好会の活動時間・場所については次のように定める。
1. 時間は原則として放課後とする。ただし、特別の理由がある場合はそのつど顧問を通じて学校に届け出ること。
 2. 休暇中の活動は顧問を通じて学校に届けでること。なお学校を使用する際は警備員に連絡すること。
 3. 体育館・運動場・校舎などの使用は互いに協議したうえ秩序をたてて行うこと。使用後は清掃するよう心がけること。
- 第 8 条 (部室の使用) 部室の使用には次のことに留意すること。
1. 部および同好会の活動に必要なと認めた場合、年度はじめに生徒会で割当を決定する。
 2. 部室は常に整理・整頓しなければならない。
 3. 部室は部および同好会の活動の目的以外に使用してはならない。
 4. 戸じまりを厳重にし、火気の使用を厳禁する。
 5. 部および同好会の責任者は部室管理の責任をもつ。
- 第 9 条 (大会試合等の行事参加) 部および同好会が公式の試合・会合などに参加する場合は原則として 1 週間前に大会試合等行事参加届を執行部を経由の上学校長に届けなければならない。
- 第 10 条 (会計) 部および同好会の会計については次のように定める。
1. 部は生徒会費より活動に際して費用を支出される。ただし、数年間部員が 5 名を下回った場合は費用は支出されない。
 2. 同好会の費用は原則として生徒会費より支出されない。ただし、生徒会会計が必要と認め財政が許す限り議会の承認を得て授助することもある。
 3. 物品購入に際しては、生徒会会計において行い、現品を各部に渡すか、部に一任する。ただし後者の場

合、速やかに所定の支払証を生徒会会計に提出すること。

第11条 (行事) 部および同好会が生徒を対象とする行事を主催する場合は、執行部会および議会の承認を得なければならない。部および同好会が主催する行事には、生徒会は積極的に参加・協力しなければならない。

第12条 (義務) 部および同好会は備品につき責任をもち必ず備品台帳・部員(同好会員)名簿および部(同好会)会計簿を整えること。生徒会の監査の際にはそれらを提出し、監査を受けること。

第13条 (解散) 次のような場合原則として生徒議会・顧問会議を経て、部および同好会は解散させられる。

1. 数年間部員が5名未満、同好会員が3名未満になった場合。
2. 部および同好会の本質を逸脱したり、学校の名誉を著しく傷つけた場合。以上のような場合、執行部会・議会の決議と職員会の同意を得て、部は同好会に格下げされ、同好会は解散させられる。
3. ただし、この規程は、学校長が必要と認める場合は、この限りではない。

第14条 (解散届) 解散届には次の事項を必要とする。

1. 名称
2. 解散理由
3. 解散年月日
4. 責任者
5. その他の必要と認められた事項

付 則

この規程は昭和41年6月29日からこれを施行する。

この規定は平成26年2月20日より改正施行する。

この規定は平成30年4月1日より改正施行する。

この規定は令和8年4月1日より改定施行する。

進路選択について

私たちが学校に通い学ぶのは、知識や技術を身につけ自信をもって社会に出ていくためです。そして仕事を通じて社会に貢献するためです。

納得のいく進路を選択し、充実した人生を送るために、1年生の早い段階から主体的・計画的に考えて高校生活を送ってください。以下に就職と進学それぞれの要点を示します。考える上での手がかりにしましょう。

就職について

高校卒業と同時に収入が得られ、経済面で自立が可能です。ただし、就業後は、急速な社会の変化に対応し続けるために、周囲の人と協力して問題解決ができるようなコミュニケーション能力が求められます。また、少子高齢化によりこれまで以上に就業期間が延びることが予想されるため、ぜひとも在学中に生涯学び続ける姿勢を身につけなければなりません。たくさんの資格を取得することがアピールポイントとなるのも確かですが、何より大切なのは、主体的に考え行動できる人間を目指して成長することです。そのために、日々の授業を通じて基本的知識と自ら学ぶ態度を養いましょう。

また、毎年若干名公務員を志望する人もいます。採用試験を突破するためには多大な努力が必要となりますが、公共の利益のための奉仕者として強い気持ちを持つ人には適職だと言えます。

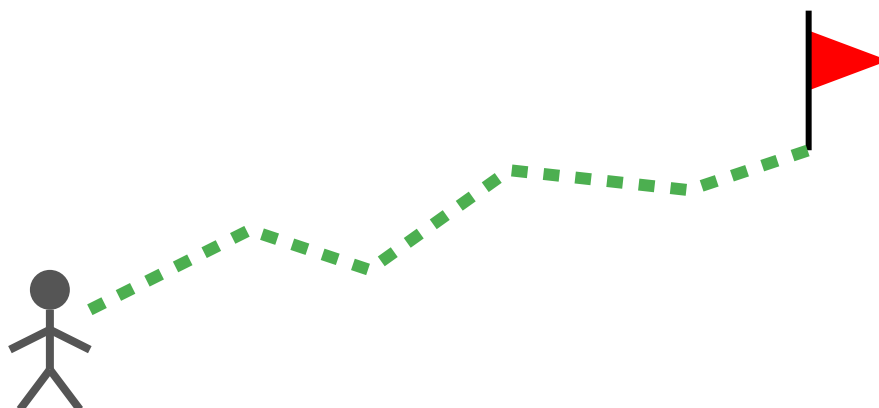
進学について

1. 大学・短大

専門分野を深く研究するとともに、教員免許をはじめ各種の資格取得が可能です。本校からの進学はほとんどが学校推薦型選抜によるものです。高校入学時から目標を意識し、たゆまず学習に励む必要があります。取得した専門性を生かし、将来は工業高校の教員として教育の分野で活躍する進路もあります。

2. 専門学校

就職に直結した資格取得を目指します。学業成績面においては必ずしも高いレベルが要求されるわけではありませんが、目的意識をはっきり持つことが重要です。



Chromebook および実習用 P C 使用の約束

1 使用時のルール

- (1) 担当教員から指示された使用時間を守ります。
- (2) パスワードは他人に教えません。
- (3) 他人のアカウントとパスワードでログインをした場合、不正アクセス禁止法違反となるほか、生徒指導の対象となる場合があります。
- (4) 端末を使用する際に、前回の使用者がログインしたままの場合は、速やかに授業担当の先生に報告後、ログアウトします。
- (5) 不適切なサイトにアクセスしません。
- (6) インターネット上のファイルには危険なものがあるので、むやみにダウンロードしません。
- (7) 充電は、学校が定めたルール以外の方法を行いません。
- (8) アプリケーションの追加・削除・設定の変更は、学校の指示に従って行います。
- (9) 端末を使う時は、落としたり、ぬらしたりしないよう注意し、丁寧に扱います。(乱暴な取り扱いや故意に破損させた場合は、原則弁済になります。)
- (10) 学習に関係のない目的では使いません。
- (11) 故障や破損、紛失、盗難があれば、すぐに学校(担任等)に報告すること。

2 個人情報の取扱い等

- (1) 相手の許可を得ることなく写真の撮影や録音・録画は行いません。
- (2) 自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)を誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込みません。
- (3) 他人を傷つけ、嫌な思いをさせることをネット上に書き込みません。
- (4) 他人が作成したレポート等の成果物の不正コピーはしません。共有機能を使って許可なく他者の編集エリアを改ざん・操作はしません。
(これらの行為は生徒指導の対象となる場合がある。)

3 トラブル等が発生した場合の連絡先

端末の利用に関する故障・破損・紛失・盗難・ネット上のトラブル等が発生した場合は、速やかに担任の先生(0761-22-5481 学校代表)に連絡します。

台風・強風・大雪等の対応について

本校における、警報発令時等の登校については以下のとおりとします。

登校について、休校・始業時間の繰り下げ等、最新の学校の指示・連絡（メール・HP）に従ってください。

学校より、休校・始業時間の繰り下げ等の指示・連絡がない場合、以下の対応とします。

- 1 小松市又は生徒居住地について、暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報（以下、暴風・暴風雪・大雪・大雨特別警報を含む）が午前6時の段階で発令されているときで、安全に登校することが困難であると保護者が判断した場合

生徒の安全確保のため、自宅待機とします。学校への連絡は不要とします。ただし、所在確認のため学校より連絡しますので連絡がつくようにしておいてください。

- 2 小松市及び生徒居住地のいずれにも暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報は発令されていないが、悪天候のため公共交通機関が運転を見合わせているときで、普段から公共交通機関を利用している該当生徒

登校手段が確保できない場合、自宅待機とします。学校への連絡は不要とします。ただし、所在確認のため学校より連絡しますので連絡がつくようにしておいてください。

- 3 暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報以外の警報や注意報が発令され、通学に支障がある場合は学校に欠席連絡フォーム（インターネット）または電話で連絡をしてください。
- 4 登校前に自然災害が起こった、又は、Jアラートを受信し、緊急事態だと考えられる場合は、安全な場所にすぐさま移動し、情報収集に努めて下さい。登校する必要はありません。
- 5 自宅待機等の場合、欠席・遅刻にはなりません。